

特定配偶者等支援金制度について

1. 目的

- 退所者給与金受給者の配偶者等の生活の安定を図ることを目的として、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に基づき、退所者給与金受給者の死亡後に、配偶者等に対して経済的支援を行う。

2. 支給対象者

- 支給対象者は、以下の①と②のいずれも満たす者
 - ① 退所者給与金受給者の死亡時に生計を共にしていた配偶者又は一親等の尊属（父母、義父母）であること
 - ② 退所者給与金の支給期間を通じて、1回以上扶養加算の対象となったことがあること

※ 退所者給与金の扶養加算

退所者給与金受給者が、配偶者又は一親等の尊属を扶養している場合、退所者給与金の請求書・現況届への記載に基づき月額 16,000 円を給与金に加算

- 配偶者と一親等の尊属の両方がいる場合、原則として配偶者優先
- 平成 27 年 9 月 30 日時点で退所者の方が亡くなられている配偶者等も、支給対象

3. 支給額

- 支給額は、全国一律で月額 12 万 8 千円
- 支給対象者の収入状況に応じ、減額されることがある